

## 地域子ども・子育て支援事業の提供体制確保の方策及びその実施時期について

地域子ども・子育て支援事業の種類	時間外保育事業
本市事業名	延長保育事業
事業の趣旨・目的	保護者の就労時間の長時間化や周辺部の住宅開発等による通勤距離の広がり等に伴う保育時間帯の拡大のニーズに対応するため、11時間（保育所の開所時間）を超えて保育を実施する事業。

## 1 京都市における時間外保育事業の量の見込み（再推計結果）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人日)	627,152	682,069	736,372	791,066	849,608

## 2 検討の視点

## (1) これまでの利用状況について

多くの保育園で取組が進んでおり（195 箇所／260 箇所 75.0%）、保育園の所在する提供区域では、京北地域である右京区 6 を除き、すべて延長保育実施施設がある。

ただし、保育園数に対する事業実施率は、提供区域ごとにばらつきがあり、それに伴い、小学校入学前児童数に対する利用率にもばらつきがみられる。

## (2) 子ども・子育て支援新制度における時間外保育事業について

従来延長保育事業は、11 時間を超える保育のみを指したが、新制度においては、保育短時間（8 時間）認定を受けた者が 8 時間を超えて保育の提供を受ける場合も、時間外保育事業として取り扱うこととなる。

## 3 提供体制の確保方策に関する幼児教育・保育部会での主な意見等

- 受入側の体制に大きな問題はないかもしれないが、理屈上は保育短時間で 8 時間を超えた場合も時間外保育になるが、供給量の確保の部分で議論すればいい。

## 4 主な論点

- いずれの提供区域においても、量の見込み数値は年度とともに増加するが、現在、利用率が低い区域については、大きな伸びを見込んでおり、実施箇所数を増やす必要がある。
- 時間外保育事業を実施する各施設においては、量の見込みに対応でき、受入枠を増やすことができる。
- 保育短時間（8 時間）認定を受けた者が時間外保育を利用する件数は、保育標準時間（11 時間）認定を受けた者が時間外保育を利用するケースに比べると、非常に少ないものと考えられる（恒常的に利用時間が 8 時間を超える者は保育標準時間認定となる。）。

## 5 対応方針（案）

- 現行の延長保育事業の利用率の伸びから見込んだ量の見込みに対応するよう、提供体制を確保する。
- 事業実施施設数については、実施率が低い箇所、待機児童・未入所児童数が多い箇所を中心に増やし、ニーズの増に対応する。
- 延長時間数の拡大も行っていく。

## 6 提供体制の確保の方策及びその実施時期（案）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み （人日）	627,152	682,069	736,372	791,066	849,608
確保方策 （人日）	627,152	682,069	736,372	791,066	849,608